

「外国人技能実習生」受入の事業協同組合・企業のみなさんへ！

2010年7月1日より施行されました改正入管法において「技能実習制度」が新設されました。これは1990年より20年間実施された「外国人研修制度」の抜本的な改定といえます。

具体的には、1年間の研修期間を廃止し、1～2か月間の「講習」後、雇用契約にもとづく実質就労の技能実習となったこと、講習期間中に外部専門家による「法的保護情報講習」が義務付けられたこと、団体監理型において受入事業協同組合等が「技能実習生の保護に係る要件」として実習実施機関としての企業や技能実習生からの相談を受けることが義務づけられたこと、「団体による監理の強化に係る要件」として1カ月に1回以上の企業の訪問・指導、3か月に1回以上の監査が義務付けられたことなどがあります。

私たち NPO 法人メンターネットは微力ながら、受入企業の法令順守（コンプライアンス）と快適な技能実習のためのサポートするために、新たな「技能実習制度」に対応させた相談業務と日本語学習支援の態勢を準備してまいりました。

◎無料相談会

日時：毎週木曜日 14時～17時

場所：NPO法人メンターネット事務所（岡山市北区西古松2-26-22 B I O オフィス）

相談員：入管専門行政書士、中国語通訳者

専用電話(SoftBank)：080-3475-3236 E-mail: visa@mentor.or.jp

***技能実習生の相談しやすい土日・夜間の相談もご相談に応じます。**

●提携する外国人技能実習生受入事業協同組合（管理団体）や企業等とはNPO法人メンターネットが提供するWeb会議システムで遠隔地からの相談も受けています。

ご連絡ください。

●管理団体等が実施する「法的保護情報講習」に行政書士や社会保険労務士を派遣します。また、日本語教師によるアドバイスもしています。

◎事前予約により行政書士など専門家が日常的な相談や緊急対応に応じます。

◎インターネットでの日本語学習は国際交流基金の「エリンが挑戦！にほんごできます。」の無料サイトの普及に協力します。

◎事業協同組合独自にこのシステムを活用し、日常的な企業との連絡・役員・通訳者などとの連絡や日本語教育に活用したい場合は NPO・NGO サービス料金にて提供させていただきます。（1拠点・月6,000円）

◆このチラシは郵便事業株式会社の「平成22年度年賀寄附金配分事業」として実施。

◎一口・3,000円の寄付金（賛助会員）を募っています。

ゆうちょ銀行 01370-0-47126 口座名義：特定非営利活動法人メンターネット